株式会社 東北建築センター 住宅省エネラベル適合性評価業務規程

第1章総則

(趣旨)

第1条 この住宅省エネラベル適合性評価業務規程(以下「業務規程」という。)は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第49号。以下「法」という。)第76条第1項に規程する登録建築物調査機関である株式会社東北建築センター(以下「当機関」という。)が法第76条の4及び第76条の5の規定に基づき定められた「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅建築主の判断の基準」(平成21年経済産業省・国土交通省告示2号。以下「住宅事業建築主判断基準」という。)に係る適合性に関する評価業務(以下「評価業務」という。)の実施について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この業務規程は、当機関が実施する評価業務に適用する。

(基本方針)

第3条 評価業務は、住宅事業建築主判断基準への適合性について、公正かつ的確に実施するものとする。

(建築物調査の業務を行なう時間及び休日)

- 第4条 評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。
- 2 評価業務の休日は、次に掲げる日とする。
- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) 8月13日から8月16日まで
- 3 評価業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価業務の日時の調整が図られている場合は、前 2項の規定によらないことができる。

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は、宮城県仙台市泉区泉中央三丁目2番10とし、その業務区域は、 宮城県全域とする。

(評価業務を行う範囲)

第6条 当機関は、一戸建ての新築住宅を対象に評価業務を行うものとする。ただし、新築住宅とは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。

第2章 評価業務の実施方法

(評価業務の申請)

第7条 「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」(平成21年6月16日国土交通省告示第634号。以下「ラベリング告示」という。)別表区分(1)に規定する登録建築物調査機関による評価を受けたラベルを取得しようとするもの、又は独立行政法人住宅金融支援機構が提供するフラット35Sの20年金利引き下げタイプの適用用件の一つである省エネルギー性の技術基準への適合を証明する登録建築物調査機関が発行する住宅事業建築主基準に係る適合証(以下「適合証」という。)を取得しようとするもの(以下「申請者」という。)又は評価業務の手続きに関する一切の権限を申請者から委任されたもの(以下「代理者」という。)は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書(以下「申請図書」という。)を提出しなければならないものとする。

- (1) 住宅事業建築主基準に係る適合性評価申請書(様式第1号) 2部
- (2) 基準達成率算定シート(評価申請用)
- (3) 設計内容説明書(断熱性能) 2部

ただし、壁、床、開口部等の断熱性に係る仕様がわかる他の書類(住宅性能評価における「設計内容説明書」等)があれば提出不要とする。

2部

(4) 設計図書 各2部

イ 各階平面図

- ロ断面図又は矩形図
- ハ 各部詳細図 (建具表、各種セ粒設計図等)
- ニ 計算書(熱損失係数計算を行なった場合にはその計算所等)
- ホ その他、性能を確認するために必要となる図面
- (5) 設備機器に係る書類 各2部
- 2号の「基準達成率算定シート」に記載された各種設備機器の仕様・性能が確認できる書類
- (6)壁、窓等の省エネ性能に係る書類(図面意外にある場合に限る

各2部

- (7) その他、性能確認するために必要として、当機関が指示した書類 各2部 (申請の受理及び契約)
- 第8条 当機関は、前条の申請があったときは、下記事項を確認し、申請図書を受理する。
- (1)評価対象住宅の所在地が、第5条に定める業務区域であること。
- (2) 図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 申請図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 申請図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の確認により、申請図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行なわない場合においては、当機 関は受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に申請図書を返却する。
- 4 当機関は、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める住宅省エネラベル適合性評価業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 断熱性能基準に適合していることについて判断しない場合は、その旨を明示すべきこと。
- (2)申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者はセンターの求めに応じ、評価業務のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
- (3) 評価業務手数料の支払期日及び支払い方法に関すること。
- (4) 当機関は、所管行政庁等の求めに応じ、評価の内容について、所管行政庁等に説明することが出来ること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- イ 様式第2号による適合証の交付前に計画が大きく変更された場合においては、評価業務 の申請を取り下げ、再度申請を行わなければならないものとする。
- ロ 申請者は、様式第2号による適合証が交付されるまで、当機関に書面をもって通知する ことにより当該契約を解除できること。
- ハ 申請者は、当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価 手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。
- ニ 当機関は、申請者の必要な協力を得られないこと、評価手数料が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- ホ 前号の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価手数料の支払いを請求 できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6)当機関が負う責任に関する事項のうち、申請図書に虚偽があることその他の自由により、適切な評価業務を行うことができなかった場合においては、評価の結果について責任を 負わないこと。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者は、前条の適合証の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届(様式第4号)を当機関に提出する。
- 2 当機関は、前項による届出があったとき評価業務を中止し、申請図書を申請者に返却する。

(評価の実施方法)

第10条 当機関は、申請書を受理したときは、速やかに第13条に定める評価員に評価業

務を実施させるものとする。

- 2 評価員は、申請図書により評価対象住宅が住宅事業建築主判断基準に適合しているかどうか、法、法に基づく命令及び告示並びにマニュアルに基づき確認する。
- 3 評価員は、評価を行なうに際し、申請図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは評価対象住宅が住宅事業建築主判断基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて評価を行なう。
- 4 評価員は、評価業務上必要があるときは、申請図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

- 第11条 当機関は、評価員の評価結果、申請に係る評価対象住宅が住宅事業建築主判断基準に適合すると認めたときは、適合証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 2 前項の適合証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 適合証交付番号
- (2) 適合の範囲 総合省エネ基準及び断熱性能基準の適否
- 3 当機関は、評価員の評価結果、申請に係る評価対象住宅が住宅事業建築主判断基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて評価をしないときは、その旨の通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。
- 第3章 評価業務手数料

(評価業務手数料)

- 第12条 当機関は、評価業務の実施に関し、別表において定める評価業務手数料を徴収することができる。
- 2 当機関は、前項の評価業務手数料についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

第4章 評価員

(評価員)

第13条 当機関は、一級建築士若しくは住宅事業建築主判断基準への適合性を評価しうる 知識と経験を十分に有すると認めた者に評価業務を行わせるものとする。

(秘密保持義務)

第14条 当機関の役員及び職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であったものは、評価業務で知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価業務に関する公正の確保

(評価業務に関する公正の確保)

第15条 当機関は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定基づく登録建築物調査機関等に関する省令(平成21年国土交通省令第5号)第11条に定める事業者が、評価業務の申請を自ら行なった場合、代理人としての評価業務の申請を行なった場合、又は評価業務の申請に係る住宅について、次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る

評価業務を行わないものとする。

- 設計に関する業務
- (2)販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3)建設工事に関する業務
- (4)工事監理に関する業務

第6章 雑則

(帳簿の作成及び保存方法)

第16条 当機関は、次の各号に掲げる事項を記載した評価業務監理帳簿(以下「帳簿」と いう。)を作成し事務所に備え付け、施錠できる室又はロッカー等において、個人情報及び 秘密情報が漏れることなく、かつ、評価業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方 法で保存するものとする。

- (1)申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2)評価業務の対象となる住宅の名称
- (3)評価業務の対象となる住宅の所在地
- (4)評価業務の申請を受けた月日
- (5)評価業務を行なった評価員の氏名
- 評価業務料金の金額 (6)
- 第11条第2項の適合証の交付番号 (7)
- (8) 第11条第2項の適合証の交付を行なった年月日又は同条第3項の通知書の交付を 行なった年月日
- (9) 適合の範囲 総合省エネ基準及び断熱性能基準の適否
- 2 前項の保存は帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気デスクに記録し、当該記 録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又 は磁気デスクを保存する方法にて行なうことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

業年度

第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。

(1) 第16条第1項の帳簿

評価業務の業務を廃止するまで

(2) 申請図書及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、評価業務中に立っては評価業務のため必要ある 場合を除き事務所内において、評価業務終了後に施錠できる室、ロッカー等において、確実 克秘密の漏れることのない方法で行なう。

2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び第2号に規定する書類が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁気デスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その 他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気デスク等の保存に て行なうことができる。

(事前相談)

第19条 申請者は、評価業務の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は確実かつ公正に対応するものとする。

附則

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日より改定施行する。

別表 評価業務手数料

(税抜金額 単位:円)

種別	手数料金額
— 般	24,500円
省工ネ等級評価有 ※	14,000円

※以下の証明書類のある場合

- ①住宅性能表示制度 住宅性能評価書(原則省エネ等級4)
- ②長期優良住宅 認定通知書
- ③長期優良住宅 技術的審査適合証
- ④フラット35S 適合証明書(省エネ基準適合)
- ⑤型式住宅部分等製造者認証書(原則省エネ等級4)